

小田原漁港交流促進施設条例をここに公布する。

平成29年9月29日

小田原市長 加藤憲一

小田原市条例第26号

小田原漁港交流促進施設条例
(設置)

第1条 水産物及びその加工品、地域の特産物並びに水産物を主たる材料とする飲食物等の販売の場並びに地域に関する情報を提供することにより、本市の水産業の振興、水産物の消費の拡大及び市民と来訪者との交流の促進を図るため、小田原漁港交流促進施設（以下「交流促進施設」という。）を小田原市早川1番地の28に設置する。

(施設)

第2条 交流促進施設に、水産物等販売施設、飲食物提供施設、イベント広場、多目的室、情報発信コーナーその他の施設を設置する。

(事業)

第3条 交流促進施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 水産物及びその加工品、地域の特産物、飲食物等の販売の場としてその施設を住民の利用に供すること。
- (2) 地域に関する情報の提供に関すること。
- (3) 市民と来訪者との交流活動の機会の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 交流促進施設の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う交流促進施設の管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 交流促進施設の使用の許可に関すること。
- (3) 交流促進施設の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間)

第6条 交流促進施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 交流促進施設の休館日は、1月1日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。

(施設の使用許可)

第8条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の許可の期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 水産物等販売施設及び飲食物提供施設 3年以内で指定管理者が定める期間
- (2) イベント広場 1月以内で指定管理者が定める期間
- (3) 多目的室 1日の開館時間のうち指定管理者が定める時間

- 3 指定管理者は、第1項の許可をするに当たり、管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

- 4 指定管理者は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 交流促進施設の設置の目的に反するものと認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流促進施設の管理上支障があると認めるとき。

(水産物等販売施設等の使用許可の更新)

第9条 前条第1項の許可（水産物等販売施設及び飲食物提供施設に係るものに限る。）を受けた者は、許可の期間満了後も引き続き当該許可に係る施設を使用しようとするときは、規則で定める日までに指定管理者に申請し、更新の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、1回を超えて行うことができない。

- 3 第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 4 前条第2項（第1号に係る部分に限る。）、第3項及び第4項の規定は、第1項及び前項の許可について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるの

は「第9条第1項」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第9条第1項及び第3項」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第10条 第8条第1項又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期限までに支払わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 水産物等販売施設及び飲食物提供施設 使用した月の末日の翌日から起算して30日を超えない範囲内で指定管理者が指定する日

(2) イベント広場 使用の許可に係る期間の末日の翌日から起算して30日を超えない範囲内で指定管理者が指定する日

(3) 多目的室 使用の際

3 利用料金の額は、別表に定める額（付帯設備の利用料金にあっては、規則で定める額）の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

4 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金を定めたときは、速やかに、これを告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者に当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、市長の定める基準に従い必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰さない理由により多目的室を使用することができないとき。

(2) 使用者が、多目的室の使用の許可を受けた場合において、使用の日の10日前までに、使用の変更を申請して指定管理者が許可したとき又は使用の取りやめを申し出たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(使用者の費用負担)

第13条 水産物等販売施設、飲食物提供施設及びイベント広場の使用者は、当該施設の使用に伴う電気、ガス、水道等の料金を負担しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項又は第9条第1項若しくは第3項の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第8条第1項又は第9条第1項若しくは第3項の許可を受けたとき。
- (2) 第8条第3項（第9条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。
- (3) その使用が第8条第4項各号（第9条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(目的外使用等の禁止)

第15条 使用者は、許可を受けた使用目的以外の目的で施設を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第16条 使用者は、使用的施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第17条 使用者は、施設の使用を終えたとき又は第14条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を中止したときは、直ちに原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(入館の制限)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流促進施設への入館を拒み、又は退館を命ぜることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 前2号に掲げる者のほか、交流促進施設の管理上支障があると認められる者
(損害賠償)

第19条 使用者又は入館者は、交流促進施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失した場合において、原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。
(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、交流促進施設の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第6条ただし書、第7条第2項、第10条第3項及び第4項、次項、附則第3項並びに別表の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 交流促進施設の施設の使用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(小田原市附属機関設置条例の一部改正)

3 小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市農業委員会委員候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

小田原漁港交流促進施設指定候補者選定委員会	小田原漁港交流促進施設の指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内
-----------------------	---	-------

別表（第8条、第10条関係）

区分	金額
	1月につき、その月の売上額に100分の15を乗じて得た額（当該額がその使用に係る床面積に応じて行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に

水産物等販売施設及び飲食物提供施設	市民	関する条例（昭和41年小田原市条例第1号。以下「使用料条例」という。）の使用料の算定方法の例により算定した額に満たない場合にあっては、当該使用料条例の使用料の算定方法の例により算定した額)
	市民以外の者	1月につき、その月の売上額に100分の25を乗じて得た額（当該額がその使用に係る床面積に応じて使用料条例の使用料の算定方法の例により算定した額に満たない場合にあっては、当該使用料条例の使用料の算定方法の例により算定した額）
イベント広場	市民	使用の許可に係る期間の売上額に100分の15を乗じて得た額（当該額がその使用に係る床面積に応じて使用料条例の使用料の算定方法の例により算定した額に満たない場合にあっては、当該使用料条例の使用料の算定方法の例により算定した額）
	市民以外の者	使用の許可に係る期間の売上額に100分の25を乗じて得た額（当該額がその使用に係る床面積に応じて使用料条例の使用料の算定方法の例により算定した額に満たない場合にあっては、当該使用料条例の使用料の算定方法の例により算定した額）
多目的室	市民	1時間につき800円
	市民以外の者	1時間につき1,600円

備考

- 1 この表において「売上額」とは、水産物等販売施設、飲食物提供施設又はイベント広場における販売等の対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭の額をいい、配送料の額その他売上額に含めるべきでないものとして市長が定める額を除くものとする。
- 2 この表において「市民」とは、市内に居住する個人又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体をいい、「市民以外の者」とは、

これらのもの以外のものをいう。

- 3 多目的室の使用者が、入場料その他これに類する料金（その金額の最高額が1人当たり1,000円を超える場合に限る。）を徴収する場合又は物品の販売をする場合における利用料金の額は、規定料金に2を乗じて得た額とする。
- 4 この表に定めるところにより計算して得た額に1円未満の端数があるときの利用料金の額は、その端数を切り捨てた額とする。